**あびの里いつきに係るサウンディング型市場調査実施要項**

**１　調査の名称**

　　あびの里いつきに係るサウンディング型市場調査（以下「市場調査」という。）

**２　調査の目的等**

　**(1) 背景・目的**

　　　呉市豊浜町の「あびの里いつき」は市民の保養及び健全なレクリエーションの場を提供し，

健康の増進を図るとともに，観光客の利用に供するために設置された施設ですが，平成２１年

４月より休館となっています。

市場調査では，あびの里いつきの将来活用に向けて，売却，貸付け，指定管理，ＰＦＩなど手法の別を問わず，その効用を最大限発揮するために有効と思われる活用策について，民間事業者の皆様方からの自由な提案を募集し，事業化に向けての調査・検討をするものです。

　**(2) 期待される効果**

市場調査は，あびの里いつきの活用に係る契約等相手方を直接に選定するものではありません。市場調査を経て，活用方針につき市内部で検討の上，事業化する場合は，公募型プロポーザル方式等により改めて事業者を選定することを原則とします。

市場調査の実施により期待される効果は，次のとおりです。

**ア　呉市が期待する効果**

民間事業者による活用可能性を調査することで，施設の活用策を幅広く検討することが可能となります。また，施設の状況や課題を提示して民間事業者と「対話」することにより，民間事業者のアイデアやノウハウ等を活かした活用策の検討ができます。

**イ　民間事業者において想定される効果**

対話を通じ自らのアイデアやノウハウ等の創意工夫を，公募型プロポーザルの公募条件等に反映できる可能性があります。また，事業化決定後の正式な応募段階で，本市の意図を十分に理解した事業提案が可能となります。

**３　調査の対象**

　　市場調査の対象とする施設は，次のとおりです。

　　なお，詳細につきましては，物件説明書をご覧ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 所在・地番等 |
| あびの里いつき | 呉市豊浜町大字斎島１６０５番地の１，１６０５番地の４，１６０５番地の５ |

**４　対話において提案を期待する事項等**

　**(1) 提案を期待する事項**

　　ア　調査対象の施設を活用し，事業者自らが展開できる実現及び持続可能な事業のアイデア（事業計画及び資金計画等，実現の可能性が乏しいものは不可とします。）をお聞かせください。事業のアイデアには，斎島，豊浜町又は安芸灘諸島全体の地域の活性化につながる提案をお願いします。

　　イ　アの条件による活用が困難な場合は，土地・建物等に関してどのような活用が検討できるかご意見をお聞かせください。

　**(2) 活用に当たっての制約**

　　ア　敷地内の浄化槽は隣接する集会所と一体化しているため，分割での活用はできません。

　　イ　現在，敷地内の一部４３３㎡を隣接する蛭児神社から借地しています。

　　　　（今後事業化に当たり，相手方と協議する必要があります。）

　　ウ　給水船により，週１回島内の受水槽に給水しています。

　　　　（島内に浄水施設，海底送水管等の施設整備はされていません。）

**５　調査の参加資格**

　　市場調査に参加することができる民間事業者は，調査対象施設の活用主体となり得る法人又は

法人のグループとします。（個人及び個人のグループによる参加はできません。）

　　なお，呉市暴力団排除条例（平成２４年呉市条例第１号）第２条第３号に規定する暴力団員等

　である者又はその統制の下にある者は参加できません。

　【参考】呉市暴力団排除条例（平成２４年呉市条例第１号）（抄）

　　（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

　(2) 暴力団員　法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　(3) 暴力団員等　暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成２２年広島県条例第３７号）

　　第１９条第３項の規定による公表が行われている者をいう。

　(4)～ (7) （略）

**６　調査の進め方**

**(1) 事前協議**

　　　　参加申込みをいただく前に，事前協議を行いますので，まずは「１１　問合せ先」にご連絡ください。

**(2) 対話参加申込み受付**

「(1) 事前協議」の結果，事業者及び呉市，双方ともが実現の可能性があると認められる事業については，事業者に対話参加申込みを行っていただきます。

対話への参加申込みは，別紙１「参加申込書」に必要事項を記入の上，電子メールで呉市産業部観光振興課（E-mail：kankou@city.kure.lg.jp）へ申込書を提出してください（電子メールの件名は【参加申込】サウンディング型市場調査としてください。）。

なお，対話参加申込みに当たり，現地見学をご希望の場合はその旨事前にご連絡ください。

**(3) 対話実施日時等の連絡**

対話参加申込み受付け後，対話の日時及び場所をご連絡します。

なお，日時については，事前に調整します。

**(4) 対話の実施**

対話時間は１事業者につき３０分～６０分を，対話参加人数は１事業者につき３名までを目安とさせていただきます。

**(5) 調査結果概要の公表**

市場調査の結果については，その概要を呉市ホームページで公表します。

結果の公表に当たっては，提案事業者のノウハウ等の保護を考慮し，事前にその内容を提案事業者に個別に確認します。

なお，提案事業者が特定できる情報（名称等）については公表しません。

**(6) 活用案の検討**

対話終了後，対話の内容を踏まえたあびの里いつきの活用の事業化について検討を行います。

**７　資料提供**

　　市場調査に関し，次のとおり資料を提供します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提供資料 | 対象者 | 提供方法 |
| 物件説明書あびの里いつき図面（配置図）現況写真 | 対話参加申込者 | ＰＤＦデータ |

　　そのほか，必要な情報については，可能な範囲で提供しますので，別途ご相談ください。

**８　対話に使用する資料の提出について**

対話に必要な資料（以下「提案資料」という。）は，当日５部ご持参願います。電子メールで送付する場合は，事前に連絡してください（連絡先・送付先は「１１　問合せ先」を参照）。

なお，提案資料の著作権は，各提案事業者に帰属しますが，返却はいたしません。

**９　質問等について**

提案のための質問は，対話の実施日まで随時受け付けます。なお，質問の内容によっては，回答に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

**１０　その他留意事項**

**(1) 対話参加実績**

　　　市場調査結果に基づく公募が実施される場合でも，当該調査への参加実績が公募における優位性を持つものではありません。

**(2) 費用負担**

　　　本市場調査の参加に要する全ての費用（資料作成費，交通費等）は参加事業者の負担とさせていただきます。

**(3) 守秘義務**

呉市は，提案資料及び対話内容を，あびの里いつきの活用を検討する目的以外に使用しません。

民間事業者は，市場調査を通じて得た情報を外部に漏らしてはいけません。

**(4) 事業者のノウハウ・知的財産権の保護**

提案資料は，民間事業者のノウハウ・知的財産権に関する情報であることから，情報公開の対象としません。

**(5) 追加の対話**

　　　対話実施後，公募案を検討する場合，必要に応じて追加の対話（文書による照会を含む。）を行うことがありますので，その際はご協力をお願いします。

**(6) その他**

　　　市場調査について，不明な点等がありましたら，「１１　問合せ先」までお問い合わせください。

**１１　問合せ先**

|  |
| --- |
| 呉市産業部観光振興課　担当：對川，藤井〒７３７－８５０１呉市中央４丁目１番６号　呉市役所本庁舎５階ＴＥＬ：０８２３－２５－３１８１ＦＡＸ：０８２３－２５－７５９２E-mail：kankou@city.kure.lg.jp |